

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和5年9月4日（月）

開会 9時30分

閉会 10時40分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、

次長（育成支援・社会教育担当）山添達也、次長（研修担当）荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

教育政策課 課長 大屋慎一、課長補佐兼班長 津村尚美、主査 加藤英紀

教職員課 課長 福井崇司、課長補佐兼班長 古市直之、班長 奥山剣司、
主任 加藤俊輔

福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀

高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志、係長 水谷紀子、
充指導主事 渡部明

小中学校教育課 課長 早田清宏、充指導主事 浅井祐治

特別支援教育課 課長 早津俊一、課長補佐兼班長 遠藤純子、
充指導主事 中澤賢二、充指導主事 松原幸正

5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第17号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第18号	懲戒処分の指針の一部改正について	原案可決
議案第19号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決

6 報告題件名

- | | |
|------|---|
| 報告 1 | 令和 6 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について |
| 報告 2 | 令和 6 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について |
| 報告 3 | 令和 6 年度使用小学校用教科用図書各採択地区における採択について |
| 報告 4 | 紀南地域新高等学校について |

7 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（8 月 17 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

栗須委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 17 号及び第 18 号は人事に関する案件のため、議案第 19 号は県議会提出前のため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の報告 1 から報告 4 の報告を受けた後、非公開の議案第 17 号から議案第 19 号を審議する順番とすることを決定する。

・報告事項

報告 1 令和 6 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）

（山北高校教育課長説明）

報告 1 令和 6 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

令和6年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長、特別支援教育課長
今回報告いたします実施要項は、高等学校入学者選抜及び特別支援学校入学者選考に係る事務手続き等について規定したものであり、各県立高校及び中学校は、この実施要項に則って選抜及び選考の事務を行います。

この実施要項は10月中旬に冊子にして、各県立学校及び中学校に配布した後、事務説明会を開催し、説明を行うとともに県のWEBページにて一般公開する予定です。

お手元に報告1という資料と別冊資料と2種類ございます。別冊資料は54ページから156ページまでの各高等学校別実施要項につきましては、7月の教育委員会定例会において既に報告しておりますので、本日はそれらを除いた部分について報告いたします。

報告1の1ページから6ページに、前年度からの主な変更点の概要についてまとめておりますので、ご覧ください。

本年度の主な変更点は4点です。報告1の1ページをご覧ください。1点目の変更点は、各選抜の入学志願及び後期選抜の志願変更の受付期間についてです。各選抜の出願手続きには3つの手順があります。1つ目は、志願者がWEB出願システムにより入学願書の入力を行うもの。2つ目は、中学校がシステムで調査書のデータを提出するもの。3つ目は、収入証紙納付書などの紙の出願書類を志願先の高校に提出するものです。

今年度は、この3つの手順を行う期間を分けて設定します。昨年度までは、同じ期間に3つの手順が重なっていたため、出願書類の確認に時間がかかることがありましたが、今年度の変更により、3つ目の紙の出願書類が提出された時には、2つ目の調査書データの提出までが完了している状況となり、スムーズに出願手続きを完了することができます。後期選抜以降も同様に期間を分けて示しています。ただし、選抜によっては、出願期間が短いため、3つの手順が重なる期間もありますが、可能な限り分けて設定したところではあります。

続いて2ページをご覧ください。2点目の変更点は、後期選抜の志願校等変更手続きについてです。後期選抜の志願変更の手続きを、WEB出願システムのみで全て対応できるよう変更します。まず、中学校の担当者がWEB出願システムで志願校変更願を変更する前の高校に送付します。志願者は、WEB出願システムで新たにしたい高校の入学願書の入力を行います。その後、中学校の担当者が変更後の高校に志願校変更願と調査書のデータをWEB出願システムで送付します。

これまでのように中学校の担当者が志願変更前の高校と志願変更先の高校の両方に書類を持参して提出する必要がなくなり、志願変更の手続きを効率よく行うことができます。なお、既に中学校を卒業している志願者については、これまで通りの対応であることを記載しています。

4ページをご覧ください。3点目の変更は、個人情報取扱要綱の口頭による個人情報提供の申請についてです。この制度は、受検者の希望により、高校へ行って受検表などの本人確認書類を提示すると、学力検査の特定などの情報がその場で提供される制度です。この制度について変更点が3つあります。

1つ目は、全ての選抜の受検者が利用できるよう、対象とする選抜をこれまでの前期

選抜、特別選抜、後期選抜に、各選抜の追検査、再募集、追加募集を加えます。2つ目は、高校に入学してからも申請できるように、提供の期間をこれまで3月末までとしていたところを4月末まで延長します。3つ目は、保護者も申請できることとします。このことにより、中学生が2月や3月などの中学校の授業がある期間も、生徒の代わりに保護者が申請できるようになるものです。

続いて6ページをご覧ください。4点目の変更は、前期選抜等の入学確約書についてです。前期選抜、中高一貫教育に係る選抜、特別選抜、スポーツ特別選抜において、合格後に必ず入学することを確認するために提出していた入学確約書を廃止して、出願書類の簡素化を図ります。今年度からは、入学確約書の代わりに志願者がWEB出願システムで入力する入学願書に入学確約の確認欄を設け、志願者が確認のチェックマークを入れて願書を提出することとします。

変更点は以上4点です。なお、今年度もWEB出願システムに関連して、いくつかの変更点がございます。詳細な操作の方法や注意点については、操作マニュアルに盛り込み志願者に配布するとともに、中学校、高等学校の担当者に説明を行います。今年度は11月にシステムの試験的運用を行い、本運用は12月1日から開始する予定です。

説明は以上です。

(早津特別支援教育課長説明)

続きまして、令和6年度三重県立特別支援学校入学者募集要項について説明をさせていただきます。「別冊資料」募集要項の157ページをお開きください。

県立特別支援学校高等部に応募資格のある者は、学校教育法施行令第22条の3に定める障がい者で、原則として保護者の住所が県内にある者となっております。

特別支援学校では、選抜ではなく選考を実施しており、該当する特別支援学校を1月25日までに見学いただき、個別に教育相談を受けてもらった上で、受検時には事前に聴き取った内容に配慮した諸検査及び面接を行い、入学者を決定しますので、結果として特別支援学校高等部の選考に不合格はございません。

なお、特別支援学校入学者募集要項の内容につきましては、昨年度から大きな変更点はございません。説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

**報告2 令和6年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について
(公開)**

(山北高校教育課長説明)

報告2 令和6年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について

令和6年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長、特別支援教育課長 おめぐりいただき1ページをご覧ください。「1 教科書採択の流れ」のところですが、まず県立学校の教科書採択の流れについてご説明します。県立学校の教科書については、毎年採択を行うことになっております。ただし、特別支援学校小学部・中学部の検定本については、小学校・中学校と同様に、4年に1度採択することとなっています。

各学校が児童生徒の特性等に最も適した教科書を選定するとともに、一層の公正確保を期するために、PTAと外部の方を含めた校内選定委員会を設置し、協議の上、校長が県教育委員会に内申します。この内申を受け、県教育委員会は教科書の採択を行います。

「2 県立高等学校教科書の採択の概要」についてです。高等学校で採択する教科書は、教科書検定を経て、高等学校用教科書目録に登載されている教科書のうちから選定します。令和6年度用教科書の採択は、総数3,079点となっています。昨年度からは60点減少していますが、令和4年度から新しい学習指導要領が実施されていることによる教育課程の変更等が主な原因です。

各学校の内訳は、3ページをご覧ください。また、各学校の採択表は、5ページ以降をご覧ください。なお、今後、教育課程の変更に伴い、教科書採択についても変更の可能性のあることをご了承ください。

説明は以上です。

(早津特別支援教育課長説明)

特別支援学校の教科書の採択の概要についてご説明いたします。3(1)にありますように、特別支援学校では、児童生徒の障がいの種類や状態に応じて、検定本・著作本・一般図書の3つを採択しております。

検定本は、文部科学大臣の検定を経た教科書でございます。著作本は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がいのある児童生徒を対象とした教科書で、星本と呼ばれるものや視覚障がいのある児童生徒が使用する点字本等が含まれます。一般図書は、児童生徒の実態に応じた絵本や卒業後の社会生活を見据えた内容の図書となっております。

採択の状況は、2ページの(2)にありますように、特別支援学校の総数は3,439点となりました。内訳につきましては、検定本1,415点、著作本505点、一般図書1,519点となっております。検定本については、小学部の教科書の採択年度であることから、昨年度に比べると採択数は全体で903点増加しております。

今年度、中学部で使用する検定済教科書の採択を行う年度ではないため、中学部の検定本の採択数は0となっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・報告事項

報告3 令和6年度使用小学校用教科用図書の各採択地区における採択について（公開）
（早田小中学校教育課長説明）

報告3 令和6年度使用小学校用教科用図書の各採択地区における採択について

令和6年度使用小学校用教科用図書の各採択地区における採択について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

本日は令和6年度に使用する小学校用教科用図書の各採択地区における採択の結果について報告いたします。

まず2ページの参考資料1をご覧ください。教科書採択は、小学校・中学校とも、市町村教育委員会や国立・私立の学校長が4年ごとに実施することとなっております。前回の7月の教育委員会定例会では、市町教育委員会等の採択に資するため、県教育委員会が教科用図書選定審議会を設置し、教科書について調査・研究した結果を参考資料としてまとめ、市町教育委員会等に送付したことについて報告いたしました。

3ページの参考資料2をご覧ください。その参考資料を送付した後でございますが、市町教育委員会は、県が送付した教科書についての調査・研究結果を参考としながら、8月末までに各種目について、教科書の採択を決定しまして、その結果を県に報告することとなっております。

29市町のうち小さい市町もございますので、それぞれ個別にやると大変なことから、参考資料2の図にあります通り、10の採択地区を構成して教科書採択が行われたところでございます。その結果が、1ページにお戻りいただきまして、採択地区別小学校用教科用図書採択状況一覧でございます。

例えば、北勢の第1採択地区の書写のところに、上段に教出、下段に光村というふうに記載されております。これは2つの会社を採択したということではなく、今回の採択において、これまで使用してきた教科書と異なる発行者を採択したということを表しています。上段の教出が新たに採択する発行者、下段の三村がこれまで採択していた発行者というふうになっております。他の下段が空欄となっているものが多数ございますが、これは同一の教科書を継続して採択したことを表しております。

こちらの一覧表につきましては、県の教育委員会ホームページに掲載し、広く県民の皆様へ情報提供をする予定でございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

教育長

これで小学校の教科書の採択は全ての手続きが完了したということでよろしいでしょ

うか。

早田課長

はい、そうなります。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告4 紀南地域新高等学校について（公開）

（大屋教育政策課長説明）

報告4 紀南地域新高等学校について

紀南地域新高等学校について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長

1枚おめくりください。木本高校と紀南高校を統合して設置する紀南地域新高等学校について、めざす学校像や学びの特色など、概要がまとまってまいりましたので、現時点の案をご報告させていただきます。このことについては、木本高校と紀南高校の校長をリーダーとする紀南地域新高等学校ワーキング会議が中心となって、地域の実情も踏まえながら取りまとめたものでございます。

「1 設置の概要」についてご覧ください。今年3月に委員の皆様にもご報告させていただいたとおり、新校は令和7年4月に校舎制の高校として設置いたします。続きまして、以下は今回新たにご報告させていただく内容となっております。

「2 めざす学校像」をご覧ください。持続可能な社会の一員として、ふるさとを想い、未来に希望を持って幸福を実現する人材を地域とともに育てる開かれた学校といたしました。「3 育みたい資質・能力」については、自立・共生・創造をキーワードに整理をしております。

「4 特色ある学び」については、「～仲間とつながる 地域とつながる 全国・世界とつながる～」をコンセプトにして、（1）でございますが、2校舎が一体となった学びでは、体育祭や文化祭、学習成果発表会などの行事を両校舎合同で開催することや、生徒が校舎間をバスで移動して学習活動や部活動を合同で行うことを考えております。（2）地域と連携した学びや活動では、防災教育をはじめ、地域社会の課題解決をめざした探究活動、東紀州未来学、仮称ではございますが、これを実施するなど、地域と連携した学びや活動を充実させたいと考えております。

1ページおめくりください。「5 各課程・学科の特色」では、（1）木本校舎の全日制・普通科におきましては、選抜コースと普通コースを設置し、確かな学力と夢をかなえる力を育みたいと考えております。（2）木本・紀南の両校舎に設置する全日制・総合学科につきましては、木本校舎にリベラルアーツと情報ビジネスの2系列、紀南校舎に地域デザインと産業マイスターの2系列を設置し、個に応じたきめ細かな教育を実現したいと考えております。（3）木本校舎の定時制・普通科では、社会生活と学習を両立させながら、なりたい自分を実現できるよう支援したいと考えております。

「6 今後の進め方」ですが、新校の校名については、校名選定委員会を設置し、校名

案を広く公募した上で選定する予定でございます。また、その他の事項につきましては、引き続きワーキング会議を中心として検討を進めていきたいと考えております。

3 ページは、今説明をさせていただきました 1 から 5 までの内容をまとめたポンチ絵となっております。資料については、本日に報道資料提供を行い、県の WEB ページにも公開する予定でございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告 4 はいかがでしょうか。

大森委員

私も紀南地域高等学校活性化推進協議会の委員をやっていたので、やっとここまで来たかという気がするんですけども、ちょっと 1 点細かいところで、子どもたちのことを考えたらどうなのかなっていうことがあったのは、木本校舎の普通科の選抜コースっていう名前ですね。確か尾鷲はプログレッシブっていうことで、この選抜というのは、1 年生の時に普通科で入って、1 年生の間に試験等やって選抜と普通を分けるのか、入学の時に選抜っていう名前を付けるのかって考えると、この選抜って言葉を県立高校で使ったことはあまりなかったと思うんですよね。逆に子どもたちの差別みたいなことが起きないかなっていう不安を感じますので、仮だと思うんですけども、子どもたちの気持ちになった時に、選抜コースって言われて落ちた子の気持ちとかそういうのを 18 歳までに経験させていいのか。予備校であれば、当然、特別選抜とかいう学習塾もあるんですけども、それを公立学校で言ってしまうっていいのかなって疑問はあります。あともう 1 つは、今後のことなんですけれども、発表されてもう十何年前の話でいいと思うんですけども、相可高校と宮川高校の合併の時の校名選定委員会の委員長をやっていたんですけども、全て匿名でやってないダメだと思うんですけども、たまたま夕刊三重さんに誰かが言ってしまうと、そうなる色々言われたりして、結局、最終的に相可に決まったんですけども、宮川の人からすると、相可に決まるんかみたいな話になっていたんで、今回も紀南地域活性化協議会やってる時の経験から言うと、この校名選定委員会はある程度匿名で秘密裏にやって、全て決まってから公表するくらいでないと、委員会のメンバーも。紀南や、木本やと変な戦いが起こり出すと、せっかくここまでまとめたものが校名選定委員会でごちゃごちゃになってしまうので、できればこの校名選定委員会は、最終決定するまで詳細については公表しませんっていうくらいのことを決めてもらった方がいいと思います。相可の時もほとんどそのまま相可で行くぞって言うてるのに、バレてしまった結果、この委員会のメンバーは相可のためかって言う人もいて、宮川の人々の反発があったので。最終的な抵抗場所になってしまうんです。慎重にちょっとやって欲しいなって思います。可能であれば、最終の校名が決まるまでは、委員会のメンバーも委員会の内容も全て秘密にしてもらおうのが良いかと。情報公開の問題があって難しいかもしれないんですけども。

大屋課長

1つ目の選抜コースなんですけれども、名前につきましてはご意見を参考にしながら検討させていただきます。現在、木本高校では、入学の段階で希望を聞きながら、1年生の最初の段階で進学に特化した学びをしたい子どもたちを1クラス設けている構造になっております。その部分については、ワーキングの方にも引き継いでいきたいと思っております。2つ目の校名選定委員会につきましては、それ以降、直近では名張青峰高校がやっております。2回会議をして1回目は公開で、2回目は非公開という形でさせていただいてるところがございます。前例というのも結構大事になってきますので、委員おっしゃったように、我々もその非公開の部分の必要性はもちろん感じておりますので、そこはしっかり整理させていただいて、良い形で持っていきたいと思っております。

大森委員

名張は名張青峰になるまで東紀州のケースよりも緩やかなイメージがあったのでいいんですけれども、今回はここまで来るまでに紀南と木本で結構揉めて、やっどここまで来て、最後の最後にまた拗れるといけないので、慎重にお願いします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第17号 職員の懲戒処分について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第18号 懲戒処分の指針の一部改正について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言